

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.124

[共通] 問1 対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 対象火気設備等は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が準耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合は、建築物等及び可燃物までの間に、火災予防上安全な距離を保つことを要しない。
- (2) 屋内において対象火気設備等を不燃材料のうち金属で造られた床上又は台上に設ける場合に、当該対象火気設備等の底面の通気を図る等、直接熱が伝わらない措置が講じられた場合は、総務省令で定める不燃性の床等（不燃材料のうち金属以外のもので造られた床若しくは台又は土間、(3)においても同じ）の上に設けることを要しない。
- (3) 燃料電池発電設備を屋内に設ける場合は、総務省令で定める不燃性の床等の上に設けることを要しない。
- (4) 総務省令で定める消費熱量以上の対象火気設備等を屋内に設ける場合に、その周囲に有効な空間を保有する等、外部に熱が伝わらないための措置を講じた場合は、外部への延焼を防止するための措置が講じられた室に設けることを要しない。

[消防用設備等] 問1 以下の階のうち、消防法令上、無窓階とされないものを1つ選べ。ここで「普通階」とは、直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階をいう。また、文中で「有する」とされている開口部は、床面から下端までの高さが1.2m以内であり、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面し、進入と避難が容易な構造のもので、適正に管理されているものとする。またその開口部以外の開口部は、全てそれより小さいものとする。

- (1) 9階で直径1m以上の円が内接することができる開口部を1か所有する普通階
- (2) 10階でその幅及び高さがそれぞれ75cm及び1.2mの開口部を2か所有する普通階以外の階
- (3) 11階で直径1m以上の円が内接することができる開口部を1か所有する普通階
- (4) 12階で幅及び高さがそれぞれ75cm及び1.2mの開口部を2か所有する普通階以外の階

[消防用設備等] 問2 排煙設備の風道に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること。
- (2) 排煙機又は給気機に接続されていること。
- (3) 風道内の煙の熱により、周囲への過熱、延焼等が発生するおそれのある場合にあっては、風道の断熱、可燃物との隔離

等の措置を講ずること。

- (4) 風道が防火区画を貫通する場合にあっては、排煙上支障となるすき間を生じないようにすること。

[防火査察] 問1 消防法（以下「法」という。）に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める」とは、消火、避難等消防の活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られない。
- (2) 法第3条第2項中の「確知」とは、名あて人が現場に居合わせる場合等、氏名及び住所を知ることができる場合に限らず、その者を特定することのできる場合全般をさすものである。
- (3) 法に基づく命令を行った際の教示における「命令を受けた日」とは、命令があったことを現実に知った日である。
- (4) 法第5条の2第1項第1号に規定する「履行されても十分でなく」とは、義務者が履行の着手はしたが求められた措置の内容を完全には履行しない場合である。

[防火査察] 問2 消防法第4条に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 資料提出命令は、消防用設備等の維持管理に関する委託契約書等、資料としてすでに作成若しくは作成される予定のもの又は法令により資料の作成が義務づけられている資料の提出を求めるものである。
- (2) 報告徴収は、未確認増築部分の図面並びに面積算定結果等、資料として現に存在していないものの報告を求めるものである。
- (3) ただし書きの「個人の住居」とは、私生活の営まれる場としての個人のすまいをいい、共同住宅の居室、個人専用住宅等が該当する。
- (4) 立入検査は、経済活動の自由等を制約する場合もあることから、法令上、日中又は営業時間内に実施しなければならないとの時間的制限がある。

[危険物] 問1 仮貯蔵・仮取扱いに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 期間は、10日以内である。
- (2) 所轄消防長又は消防署長の承認を受けなければならない。
- (3) 仮貯蔵・仮取扱いの行為を繰り返すことは認められない。
- (4) 消防本部を置かない市町村においては、都道府県知事の承認を受ける。

[危険物] 問2 次のa～dの対策のうち、第4類の危険物の多くが有する特徴に対応した組み合せとして最も相応しいも

必要に応じ監視警戒を継続する。

問3 答 (2)

解説 地下街は内部区画等のため、無効注水になりやすい。また水損が大きくなりやすい。

〔救急〕

問1 答 (4)

解説 応援救急隊による救急出動件数は、救急オンライン処理システムを用いて災害発生市町村を管轄する消防本部に計上されることから、適切に入力するとともに保存しておくことが求められること。応援救急隊における救急業務の実施について（平成29年3月30日付消防救第47号）参照。

問2 答 (3)

解説 地域医療支援病院等の救急用又は患者輸送用自動車を有している医療機関については、当該病院が所有する救急用又は患者輸送用自動車の使用実態を把握した上で、当該自動車を転院搬送に有効活用するよう要請すること。転院搬送における救急車の適正利用の推進について（平成28年3月31日付 消防救第34号・医政発0331第48号）参照。

問3 答 (3)

解説 消防法施行令第44条第5項で、「消防吏員をもつて充てなければならない。」と規定されている。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 (1) 「準耐火構造」でなく「耐火構造」である。消防法施行令第5条第1項第1号、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「対象火気設備省令」という。）第4条参照。
 (2) 消防法施行令第5条第1項第3号、対象火気設備省令第6条第1号、同省令第7条参照。
 (3) 消防法施行令第5条第1項第3号、対象火気設備省令第6条第2号、同省令第7条参照。
 (4) 消防法施行令第5条第1項第4号、対象火気設備省令第9条参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 (1) 消防法施行規則第5条の3第1項参照。基準を満たす開口部が1か所しかないと無窓階である。
 (2) 同項参照。基準を満たす開口部は2か所あるが、普通階以外の階であるため無窓階である。

(3) 同項参照。11階以上の場合、普通階であれば無窓階とされない。

(4) 同項参照。普通階以外の階であるため無窓階である。

問2 答 (4)

解説 (1) ○ 消防法施行規則第30条第3号イ参照。
 (2) ○ 同号ロ参照。
 (3) ○ 同号ハ参照。
 (4) × 同号ニ参照。「防火区画」でなく「防煙壁」である。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

解説 (1) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について（平成14年10月24日付 消防安第107号（以下「107号」という。））により適當。
 (2) 107号により適當。
 (3) 107号により、「命令を受けた日」とは、命令書が相手方に到達した日であるので、不適當。
 (4) 107号により適當。

問2 答 (4)

解説 (1) 消防法の解説及び違反処理マニュアルにより適當。
 (2) 消防法の解説及び違反処理マニュアルにより適當。
 (3) 消防法の解説及び違反処理マニュアルにより適當。
 (4) 平成14年の消防法の一部改正により、法令上、立入検査の時間的制限がなくなったので、不適當。

〔危険物〕

問1 答 (4)

解説 (1)、(2)、消防法第10条第1項参照。
 (3) 短期間の貯蔵又は取扱いについて、仮に認められている例外的な制度である。
 (4) 誤り。消防本部を置かない市町村においては、市町村長の承認を受けることとされている。消防法第3条第1項参照。

問2 答 (1)

解説 第4類の危険物は、液体であって引火の危険性を有し、多くは水に不溶で比重1以下、その蒸気は空気より重いという特徴がある。したがって、第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設においては、これら特徴に対応した漏洩・火災に対する安全対策が講じられている。